

●今月のTOPIC 弊社代表小山が月刊登記情報へ記事掲載されました！

Contents

- コラム 境界確認書をもらうときにハンコ代を要求された！
- 編集後記

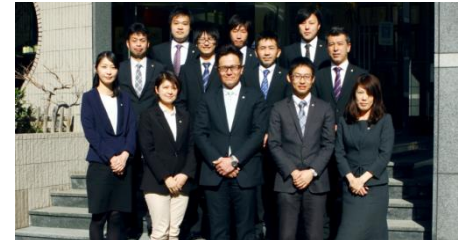
川本 光範
スタッフ若尾



私たちえんは専門的な知識と技術で地域の人々の「縁」に貢献します。

こんにちは！土地家屋調査士法人 えん(旧土地家屋調査士法人 小山事務所)です。

これから、これまで業務等を通じて“ご縁(えん)”がありましたみなさまに、知っておくと役立つ情報、私たちの活動のご紹介をお知らせできればと思っております。皆さんの業務に+αできる情報をお届けできるよう、毎回工夫してまいりますので、よろしくお付き合いください！！



弊社代表小山が月刊登記情報へ記事掲載されました！

弊社代表の小山が、月刊登記情報へインタビュー記事を掲載されましたのでご報告させていただきます。

月刊登記情報は、金融財政事情研究会という出版社が出している月刊の専門誌で、第7回 風雲事務所見聞録というコーナーへ、インタビュー形式の対談が掲載されました！

主に、不動産登記、商業登記、供託手続きの専門誌ですので、司法書士事務所で良く読まれていることが多い雑誌ですが、境界確定訴訟の判決に対する考察も載っているなど、とても勉強になる雑誌です。

記事内容は、是非本誌をご覧いただきたいのですが、開業に関することから、新しい業界のあり方についてまた、常識にはとらわれない発想での事務所運営、等々です！

今後も、いろいろな情報発信をしてまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。



境界確認書をもらうときにハンコ代を要求された!?

土地家屋調査士法人えん 川本光範

Vol.5 のコラムを担当させていただきます、土地家屋調査士えんの川本です。今回のお題は、境界確認書をもらうときにハンコ代を要求された!?



測量の依頼をし、測量業務が順調に進んでいきますと、お隣との境界立会い、境界標埋設、境界確認書をお隣の方と取り交わすという流れで進んでいきます。

このお隣との境界確認書を取得する段階となって、ハンコ代という名目や、足代等の名目で金銭の要求をしてくる方がいらっしゃいます。

はたして、このような要求は、正当な要求なのか、それとも不当な要求なのでしょうか？

この行為は、特段慣習というわけでもありませんし、法律上何か根拠があって請求権が発生しているというものでもありません。

この金額については、相場というものは特になく、数万円から何百万円までさまざまですが、以下のように考えることができます。



- ①境界問題に限らず、何らかの形で紛争が発生しており、和解契約金、和解金としての要素を含む
- ②こちらの窮状に乗じて、不当に高い金銭要求をすることは、公序良俗に反し無効である

いずれにしても、このような金銭要求が発生した場合には、状況にもよりますが相手の意図をしっかりと見極め、慎重な対応が必要ですね。

編集後記

第5号お読みいただきまして、ありがとうございます。土地家屋調査士法人えんの若尾と申します。

5月はゴールデンウィークがあり遠出された方も多いのではないのでしょうか、私はGW中に上野にある東京都美術館で開催中の大英博物館展に行ってきました。

約700万点のコレクションの中から選ばれた100個の作品を通して「世界の歴史」を辿る、をコンセプトに200万年前から現代に至る人類が作り出した遺産が展示され、目玉は「ハリー・ポッター」に登場する《ルイス島のチェス駒》や教科書にも紹介されている《ウルスタンダード》《古代ローマの棺》や現代の展示として《クレジットカード》《サッカーユニフォーム》など非常にバラエティ豊かな展示でした。中でも私は目あてはアウグストゥスの胸像です！古代ローマ帝国初代皇帝のアウグストゥス(August(8月)は皇帝の名前に由来しています)は、「まれに見る美男子であった」と古代ローマ時代の歴史家が文献に書いてしまうほどのイケメン！！じっくり堪能できて大満足でした。大英博物館といえばロゼッタ・ストーンですが、残念ながら今回はレプリカの展示のみでした…残念！いつかロンドンの大英博物館に見に行きたいです。予想以上に良い内容の展示だったので、時間があればまた行ってみたいと思います。



では、第六号をお楽しみに！



「土地の境界」「隣人トラブル」「新築時の対応」「土地の登記」など…

土地や建物に関するお悩みは、お気軽にご相談ください。無料でご相談・お見積りに応じます。

えんでは、セカンドオピニオンを求めてご連絡をくださるご相談者様が数多くいらっしゃいます。セカンドオピニオン目的のお問い合わせでも構いませんので、ご不明点はどうぞお気軽にお問い合わせください。

